

2025 年度 医療従事者のワーク・ライフ・バランス（WLB） インデックス調査 <施設調査>

日本看護協会では、平成 22 年度よりワーク・ライフ・バランス（WLB）による勤務環境の改善を目指し、都道府県看護協会と協働し「看護職の WLB 推進ワークショップ事業」を展開して参りました。この事業に参加する医療施設の WLB の現状把握のツールとして「看護職の WLB インデックス調査」を活用しておりましたが、医療施設で働く全ての職種の方も参加できるように作成したのが、この「医療従事者の WLB インデックス調査」です。本調査にご回答いただき、貴施設の勤務環境改善に向けたお取り組みにご活用ください。

本調査は日本看護協会研究倫理委員会による倫理審査を受け、承認されております。

<記入時の留意事項>

- ※1 調査票は全部で 7 頁 あります（表紙を除く）。該当する質問にご回答をお願いいたします。
- ※2 質問には該当する選択肢に○をつけ、□□や（ ）内に該当する数字又は文字をご記入ください。
- ※3 期日や期間の指定のない質問については、2025 年()月 1 日時点の状況をご回答ください。

I. 施設の概況について

【問1】貴施設についておうかがいします。

(1) 施設名			
(2) 設置主体	1. 国立（労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構を含む） 2. 公益社団法人、公益財団法人 3. 公立（一部事務組合、地方独立行政法人、公立大学法人を含む） 4. 私立学校法人 5. 日本赤十字社 6. 医療法人（社会医療法人を含む） 7. 済生会 8. 社会福祉法人 9. 厚生農業協同組合連合会 10. 医療生協 11. 北海道社会事業協会 12. 会社 13. 社会保険関係団体（健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合） 14. その他の法人（一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等） 15. 個人		
(3) 勤務地数	1. 複数あり 2. 複数なし(1 か所のみ)		
(4) 許可病床数	() 床		
(5) 稼働病床数	() 床		
(6) 入院基本料等の届出状況			
		届出病床数	あてはまる区分を○で囲んでください
入院基本料	急性期一般入院基本料	床	○急性期一般入院料 入院料 1 入院料 2 入院料 3 入院料 4 入院料 5 入院料 6 ○地域一般入院料 入院料 1 入院料 2 入院料 3 特別入院基本料
	療養病棟入院基本料	床	○療養病棟入院料 入院料 1 入院料 2 特別入院基本料
	結核病棟入院基本料	床	○結核病棟入院基本料 7 対 1 10 対 1 13 対 1 15 対 1 18 対 1 20 対 1 特別入院基本料
	精神病棟入院基本料	床	○精神病棟入院基本料 10 対 1 13 対 1 15 対 1 18 対 1 20 対 1 特別入院基本料
	()	床	
	()	床	
	上記のうち、夜勤時間特別入院基本料を届け出ている入院基本料		[]
特定入院料	回復期リハビリテーション病棟入院料	床	○回復期リハビリテーション入院料 入院料 1 入院料 2 入院料 3 入院料 4 入院料 5
	地域包括ケア病棟入院料 / 地域包括ケア入院医療管理料	床	○地域包括ケア病棟入院料 入院料 1 入院料 2 入院料 3 入院料 4 ○地域包括ケア入院医療管理料 管理料 1 管理料 2 管理料 3 管理料 4
	()	床	

()	床	
(7) 病床稼働率 (以下の計算式をもとに算出してください) *2024 年度の延べ入院患者数 ÷ (稼働病床数 × 暦日数) × 100	% (2024 年度)	
(8) 直近 3 カ月の 1 日あたりの平均外来患者数	人	
(9) 直近 3 カ月の一般病棟の平均在院日数	日	
(10) 直近 3 カ月の 1 日あたりの平均在院患者数	人	

【問 2】貴施設の職員の状況についておうかがいします。

職種	現在の 正規職員数	現在の 非正規職員数	現在勤務 していない 職員数※1)	離職率※2)
看護職	人	人	人	%
医師	人	人	人	%
薬剤師・栄養士 (管理栄養士含む)	人	人	人	%
技術職※3)	人	人	人	%
リハビリテーション職※4)	人	人	人	%
看護補助者	人	人	人	%
(うち、介護福祉士)	人	人	人	%
事務職	人	人	人	%
その他職種 ()	人	人	人	%
その他職種 ()	人	人	人	%

※1) 現在勤務していない職員とは、産休、育休、休職、長期研修などで勤務を行っていない職員をさします。

※2) 離職率=年間の退職者数が職員数に占める割合 例: 2024 年度退職者数 ÷ 2024 年度の平均職員数 × 100
ただし、平均職員数= (年度始めの在籍職員数+年度末の在籍職員数) ÷ 2 より算出
小数点以下第 1 位までご記入ください。

※3) 技術職とは、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師をさします。

※4) リハビリテーション職とは、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士をさします。

【問3】 就業規則で定められた週所定労働時間についてご記入ください。

週所定労働時間	週	時間	分
---------	---	----	---

【問4】 正規職員の週休形態について、該当するものに○をつけてください。

1. 完全週休2日制（1週に必ず2休）
2. 4週8休制
3. 月3回週休2日制（4週7休制含む）
4. 月2回週休2日制（4週6休制含む）
5. 月1回週休2日制（4週5休制含む）
6. 週休1日半制（土曜日等の半日制）
7. 週休1日制（4週4休）
8. その他（ ）

【問5】正規職員の年末年始および夏季休暇、就業規則で定められた所定の年間休日数の日数についてご記入ください。

(1) 年末年始および夏季休暇

年末年始の休暇		日	夏季休暇		日
---------	--	---	------	--	---

(2) 就業規則で定められた所定の年間休日数

所定の年間休日総数※				日
------------	--	--	--	---

※週休、国民の祝日、年末年始休暇、夏季休暇、病院創立記念日など就業規則に定める職員の所定の休日の合計
(年次有給休暇、慶弔休暇は含まず)

【問6】 正規職員の以下の内容についておうかがいします。

(1) 超過勤務時間について、1人あたりの前年度の月平均時間を小数点以下第1位までご記入ください。
どなたも超過勤務をされなかった場合は「0」をご記入ください。

(2) 前年度の年次有給休暇の取得率※(%)を小数点以下第1位までご記入ください。

※取得率（％）＝ 取得日数/各人の付与日数（前年度からの繰越分を含まない）×100

職種	超過勤務時間	年次有給休暇取得率
看護職	時間	%
医師	時間	%
薬剤師・栄養士（管理栄養士含む）	時間	%
技術職※ ¹⁾	時間	%
リハビリテーション職※ ²⁾	時間	%
看護補助者	時間	%
（うち、介護福祉士）	時間	%
事務職	時間	%
その他職種（ ）	時間	%
その他職種（ ）	時間	%

※1) 技術職とは、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師をさします。

※2) リハビリテーション職とは、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士をさします。

【問 7】夜勤・交代制勤務の状況についておうかがいします。以下の表の夜勤等の勤務形態について、該当するものに○をし、看護職、看護補助者については拘束時間もご記入ください。

職種	夜勤等の勤務形態					
	②主に 2 交代 (変則含む)	②主に 3 交代 (変則含む)	③それ以外の交代制	④当直制	⑤ ール 体制 オン コ	⑥ その 他
看護職						
(拘束時間)	① 時間 分	② ^{※1)} 時間 分 ② ^{※1)} 時間 分	③ 時間 分			
医師						
薬剤師・ 栄養士 (管理栄養士含む)						
技術職 ^{※2)}						
リハビリテーション職 ^{※3)}						
看護補助者						
(拘束時間)	① 時間 分	② ^{※1)} 時間 分 ② ^{※1)} 時間 分	③ 時間 分			
事務職						
その他職種 ()						
その他職種 ()						

※1) ②に該当する場合は、準夜勤・深夜勤の拘束時間をそれぞれ記載してください。

※2) 技術職とは、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師をさします。

※3) リハビリテーション職とは、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士をさします。

Ⅱ. ワーク・ライフ・バランスの推進体制等について

【問 8】貴施設のワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」という）の推進体制等について、各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

	はい	いいえ
1. WLB 支援への積極的な取り組みの考え方が、経営理念や人事の方針として明文化されている	1	2
2. 職員の WLB の促進や、WLB を阻む職場慣行の見直し等のために、施設内にプロジェクト・チームを設けるなど推進体制をつくっている	1	2
3. 職員の WLB に配慮する必要性について、管理職研修に取り入れるなどして、管理職に徹底を図っている	1	2
4. 施設内アンケートやヒアリング等により、WLB 支援に関する職員の意見・要望を取り上げ、改善を図っている	1	2
5. 職員に対して WLB 支援制度に関する情報提供を行っている	1	2

Ⅲ. 女性の母性保護のための制度について

【問 9】「①母性保護のための制度または慣行の有無」と制度または慣行がある場合は「②前年度の利用実績」について、それぞれあてはまる番号に 1 つ○をつけてください。

		①制度の有無					②前年度の利用実績		
		対応して いない	検討中	就業規則に明記 はないが対応 している	就業規則に明記 されている		ある	ない	対象者が いない
母性保護	1. 生理休暇	1	2	3	4	→	1	2	3
	2. 不妊治療休暇	1	2	3	4	→	1	2	3
産前・妊娠中に対する措置	3. 夜勤免除	1	2	3	4	→	1	2	3
	4. 夜勤回数減	1	2	3	4	→	1	2	3
	5. 超過勤務免除	1	2	3	4	→	1	2	3
	6. 変形労働時間制の適用除外	1	2	3	4	→	1	2	3
	7. 保健指導・健診受診時間の確保	1	2	3	4	→	1	2	3
	8. 時差出勤	1	2	3	4	→	1	2	3
	9. 業務軽減のための配置転換	1	2	3	4	→	1	2	3
産後（1 年未満に対する措置）	10. つわり休暇	1	2	3	4	→	1	2	3
	11. 産後パパ育休制度	1	2	3	4	→	1	2	3
	12. 育児時間	1	2	3	4	→	1	2	3
	13. 夜勤免除	1	2	3	4	→	1	2	3
	14. 夜勤回数減	1	2	3	4	→	1	2	3
	15. 超過勤務免除	1	2	3	4	→	1	2	3
	16. 変形労働時間制の適用除外	1	2	3	4	→	1	2	3
	17. 保健指導・健診受診時間の確保	1	2	3	4	→	1	2	3
	18. 時差出勤	1	2	3	4	→	1	2	3
	19. 業務軽減のための配置転換	1	2	3	4	→	1	2	3
	20. 保育所送迎のため等出退勤時間柔軟化	1	2	3	4	→	1	2	3

Ⅳ. 育児・介護休業法※に制定された育児支援について

【問 10】育児・介護休業法に制定されている育児支援策の「①制度の実施状況」、「②前年度の利用実績」について、各項目のあてはまる番号に 1 つ○をつけ、さらに前年度の利用実績が「ある」場合は、利用人数を記入してください。なお制度が法定内容を超える場合は、その「③内容」をご記入ください。

項目	法定内容	①実施状況			②前年度の利用実績			③法定を超える場合の 制度内容
		実施して いない	法定 通り	法定を 超える	ある	ない	対象者が いない	
育児休業制度	■対象となる子の上限年齢 法定：1 歳（両親ともに育児休業を取得した場合は 1 歳 2 カ月）まで。 保育所に入所できない等は 2 歳まで延長可能。	1	2	3	→	1	2	3
	■子 1 人につき取得可能な回数 法定：1 回	1	2	3	→	利用人数 （ ）人		■対象となる子の上限年齢 （ ）歳まで ■子 1 人につき取得可能な 回数 （ ）回まで

産後 パパ 育児	■子1人につき取得可能な回数 法定：2回	1	2	3		1 利用人数 ()人	2	3	■子1人につき取得可能な回数 ()回まで
育児 短時間 勤務 制度	■対象となる子の上限年齢 法定：3歳まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■対象となる子の上限年齢 ()歳まで
	■勤務時間 法定：1日6時間	1	2	3					■勤務時間 ()
所定 の 免除 労働	■対象となる子の上限年齢 法定：3歳まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■対象となる子の上限年齢 ()歳まで
法定 時間 の 制限	■対象となる子の上限年齢 法定：就学前まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■対象となる子の上限年齢 ()歳まで
	■制限内容 法定：月24時間、年150時間まで	1	2	3	→				■制限内容 ()
深夜 の 免除 労働	■対象となる子の上限年齢 法定：就学前まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■対象となる子の上限年齢 ()歳まで
子の 看護 休暇 制度	■対象となる子の上限年齢 法定：就学前まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■対象となる子の上限年齢 ()歳まで
	■休暇日数 法定：子1人につき年5日まで、 年10日を上限 時間単位の取得可	1	2	3	→				■休暇日数 ()

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

V. 育児・介護休業法に制定された介護支援について

【問 11】育児・介護休業法に制定されている介護支援策の「①制度の実施状況」と「②前年度の利用実績」について、各項目のあてはまる番号に1つ○をつけ、さらに前年度の利用実績が「ある」場合は、利用人数を記入してください。なお制度が法定内容を超える場合は、その「③内容」を記入してください。

項目	法定内容	①実施状況			②前年度の利用実績			③法定を超える場合の 制度内容	
		実施していない	法定通り	法定を超える		ある	ない	対象者が いない	
介護休業制度	■取得可能な休業期間の 上限日数 法定：対象家族1人につき 通算93日まで	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■取得可能な休業期間の 上限日数 ()日まで
	■一つの要介護状態につき 取得可能な休業の回数 法定：上限3回	1	2	3	→				■家族1人につき取得可能な回数 ()回まで
	■対象となる家族の範囲 法定：配偶者（事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含む）、 父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉 妹及び孫	1	2	3	→				
勤務時間短縮等の措置	■利用期間 法定：介護休業とは別に利用開始から3 年間で2回以上の利用可	1	2	3	→	1 利用人数 ()人	2	3	■利用期間 ()

介護 制度 休暇	■休暇日数 法定：家族一人につき年 5 日まで 上限年 10 日 時間単位の取得可	1	2	3	→	1 利用人数 () 人	2	3	■休暇日数 ()

VI. 労働時間および人的資源管理について

【問 12】貴施設の制度や運用の有無について、以下の各項目につき、あてはまる番号に○をつけてください。

	制度の有無			
	なし	検討中	運用ではないが 規定はないが 運用で対処	規定に明記
1. 育児・介護の理由以外の短時間勤務制度	1	2	3	4
2. 夜勤への配慮（夜勤の免除や回数軽減）	1	2	3	4
3. 年休が半日単位で利用できる制度	1	2	3	4
4. 年休が時間単位で利用できる制度	1	2	3	4
5. 外部研修への参加支援（参加費補助、休暇付与等）	1	2	3	4
6. 能力開発のための休職・休暇制度	1	2	3	4
7. リフレッシュ休暇制度	1	2	3	4
8. 人事考課基準（到達目標、成果指標等）の有無	1	2	3	4
9. 給与規定	1	2	3	4
10. 勤務表作成基準	1	2	3	4
11. 職場のハラスメント対策	1	2	3	4
12. 退職した職員の再雇用制度	1	2	3	4
13. キャリアカウンセリングの窓口（外部も含む）の設置	1	2	3	4
14. 腰痛を防止する取組み	1	2	3	4
15. 治療と職業生活の両立のための制度	1	2	3	4
16. メンタルヘルス等研修の開催	1	2	3	4
17. メンタルヘルス等の相談窓口（外部、産業医も含む）の設置	1	2	3	4

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。